

七ヶ宿町へ移住する方向け

# 移住支援金制度の要件が拡充しました

世帯 100 万円

単身 60 万円

## 対象者

東京 23 区在住又は東京圏在住で東京 23 区への通勤者  
(移住直前に連続して 1 年以上及び直近 10 年間のうち通算 5 年以上)

## 共通要件

- ①上記対象者(大学通学期間含む) ※条件不利地域在住者除く
- ②申請時に移住後 3 ヶ月以上 1 年以内で七ヶ宿町に 5 年以上居住する意思のある方

## 就業

- ①マッチングサイト(みやぎ移住ガイド)に掲載されている求人への就業  
(現時点で七ヶ宿町では新誠木材(株)、(株)ミヤギタノイ)
- ②申請時に 3 ヶ月以上在職

## テレワーク

- ①所属先企業からの命令ではなく、自らの意思で移住し、移住先を生活本拠地とし、移住元の業務を行う
- ②所属先企業から資金提供されていない

## 関係人口

- ①申請者が 50 歳未満
- ②七ヶ宿くらし研究所で移住相談をしている
- ③七ヶ宿ファンクラブ会員 ※②③は移住前の要件

●お問い合わせ 七ヶ宿町ふるさと振興課 ☎0224-37-2194